

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学年末、春期休業中及び学年始めにおける幼児児童生徒の指導について（通知）

このことについて、貴校教職員に対し、下記事項を改めて周知するとともに、学校や地域の実情、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の実態に応じて、生徒指導方針・基準等の点検・見直しを行い適切な指導計画を作成し、家庭や地域、関係機関との緊密な連携・協力のもとに生徒指導の一層の推進が図られるよう配慮を願います。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導の徹底について

- (1) 生徒等の生命に関わる重大な事態が依然として発生していることから、引き続き事故防止や自殺予防に向けた取組を強化すること。
- (2) 学年末、学年始めの時期は環境の変化等から生徒等が不安を抱きやすくなるとともに、学校生活からの開放感や気の緩みなどから、事故や問題行動が発生しやすいことを踏まえ、適時、個別面談や家庭訪問を行うなどにより生徒理解を深め、悩みや不安等の早期解消に努めること。家庭はもとより、必要に応じて警察や医療・福祉機関とも連携した支援を行い、生命に関わる重大な事故を確実に防止すること。
- (3) 問題行動等が発生した場合は、当該生徒の特性等も含め教職員間で共通理解しながら、自らの行動に対して反省を促すとともに、当該生徒が将来に対して目標や希望を失わず、充実した学校生活が行えるよう適切な指導と支援に努めること。

2 学年末及び春期休業中の生徒指導について

- (1) 生徒等一人一人の状況に応じて、成績不振科目の克服に向けた効果的な指導を行うことや、生徒等が自らの将来に対し目的意識をもって主体的に取り組むことができるよう支援を行うことなどにより、中途退学の防止を図ること。
- (2) 卒業式や卒業に係る行事は、その意義を十分理解させるとともに、生徒等が主体となり、祝福と喜びに満ちた雰囲気の中で行われるよう努めること。また、飲酒・喫煙等の問題行動がないよう指導の徹底を図り、保護者にも啓発を行うこと。
- (3) 県教育委員会のウェブサイト寄せられた各市町村教育委員会や各県立学校等からの不審者情報件数が、本年度1月25日現在で109件となっている。生徒等の安全が脅かされているという現状を踏まえ、家庭、地域、関連機関と連携・協力しながら、被害の防止及び生徒等の危険を予測・回避する力の向上に努めるとともに、校内における緊急連絡体制等の整備に努めること。
- (4) また、昨年12月の座間市における事件発生等をふまえ、違法・有害情報から生徒等を守るためにフィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた取組を実施し、あらゆる機会を通じてインターネット等の健全な利用やモラルの確立等を図ること。また、保護者に対しても合格者説明会や保護者会等を通して積極的に啓発を行うこと。

3 学年始めにおける生徒指導について

- (1) 各学校における生徒指導体制の点検を行い、教職員間の情報共有と組織的な取組の一層の推進を図るとともに、生徒指導上の課題を踏まえ、年間を見通した指導計画を作成すること。
- (2) 生徒等一人一人の状況等について、指導上の配慮事項の引継ぎを綿密に行うとともに、家庭に対して学校の指導方針について理解を求めながら、生徒等についての情報交換を十分に行うなど、生徒等及び保護者に対して親身な相談を行うこと。
- (3) 新入生については、中学校等との引継ぎや情報交換を綿密に行うこと。また、オリエンテーションや宿泊研修等の内容を充実させ、学校生活への意欲を喚起するとともに、教職員と生徒等、生徒等相互の好ましい人間関係の構築に努めること。
- (4) 生徒等の規範意識を育むため、非行防止教室等を学校全体の年間指導計画や教育課程（特別活動等）の中に適切に位置付けるとともに、生徒等の発達段階や学校の実態に応じて、家庭や地域社会、関係機関等と連携を図りながら実施するよう努めること。

4 いじめ問題への一層の取組について

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得ることである。このことを踏まえ、「些細な、軽微な、いじめ」も見逃すことなく、休業期間中であっても積極的な認知や対応が行えるよう、校内外の相談窓口の周知等、必要な情報提供に努め、全教職員の共通理解のもと、いじめの防止等の取組を組織的に推進すること。
- (2) 各学校においては、国の『「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について』や「奈良県いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ること。また、各学校の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的取組の点検に努めるとともに、会議を定期的開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- (3) 各学校において、認知し、対応したいじめについては、表面上解決したように見えても、すぐに解消したと判断することなく、指導や謝罪の後も見守りを継続するなど、慎重に対応すること。また、生徒等の小さな変化も見逃さないきめ細かな指導と面談等による確認をあらゆる機会に実施し、いじめの早期発見と早期解決に努めること。

5 不登校及び中途退学の未然防止について

- (1) 不登校の主なきっかけは、不安などの情緒的混乱、進路に係る不安及び無気力等であることを踏まえ、不登校が常態化することのないよう、家庭訪問等の実施により、生徒等の気持ちに寄り添い、兆しを見逃さない丁寧な支援を行うこと。また、休業期間中も必要な支援を関係機関等とも連携し、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- (2) 高等学校等においては、日ごろの学校生活における様子等を踏まえ、中途退学の未然防止や中途退学後の支援において、出身中学校等との連携を図るなどで一層の生徒理解に努めること。
- (3) 成績不振科目の克服など、生徒等自らが進級や卒業に向けての展望がもてるよう指導・支援を行うこと。その際、特別な支援を必要とする生徒等については、単位の修得、卒業の認定及び学年の課程を修了する出席日数等の弾力的運用について配慮すること。

6 安全確保及び事故防止等について

- (1) 交通に関するルールの遵守やマナーの向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、人命尊重の指導を徹底し、交通事故の防止に努めること。
特に、自転車の利用については、道路交通法の一部改正を踏まえた指導を徹底するとともに、新入生については、地域の実情に応じて実効性のある指導となるよう配慮すること。また、新たに運転免許を取得する見込みの生徒に対しては、保護者との連携を図り、交通社会の一員としての責任が自覚できるよう、指導を徹底すること。
- (2) 児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、全国的にも子どもの命が奪われるなどの重大な事件が、後を絶たない状況にある。学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、生徒等一人一人に対する健康状態の日常的な観察や教職員間の情報交換により、その心身の状況を適切に把握すること。また、児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかにこども家庭相談センターや市町村の児童福祉担当部署に通告するとともに、関係機関とも連携を図りながら当該生徒等の心のケアについて十分配慮すること。
- (3) 近年、危険ドラッグの販売や使用が潜在化し、全国的に中学生や高校生による大麻の所持・使用が報道されるなど、若年層への蔓延が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、休業期間前等に薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。
- (4) 「学校・警察連携制度」について、生徒等の健全育成を図るという目的を全教職員で再確認するとともに、生徒等及び保護者に対して趣旨等を周知徹底することなどに留意し、制度の適切な運用を期すこと。
- (5) 部活動や学校行事の計画・実施に当たっては、その教育的意義を十分検討し、生徒等の発達段階や健康状態及び保護者の経済的負担について配慮すること。また、部活動については、積極的に休養日を設けるなど、安全に留意し、事故防止に努めること。

参考資料

- ・ 児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について (平成28年4月26日付け教生第34号)
- ・ 「奈良県立学校における特別指導ガイドライン」の活用及び研修会の実施について (平成29年12月4日付け教生第251号)
- ・ 児童生徒の自殺予防に係る取組について (平成28年8月1日付け教生第116号)
- ・ インターネットの安全利用に関する研修の実施について (平成30年1月17日付け教生第294号)
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について (平成27年8月7日付け教生第104号)
- ・ いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (平成28年3月28日付け教生第271号)
- ・ 奈良県いじめ防止基本方針の送付について (平成28年4月25日付け教生第31号)
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (平成29年3月27日付け教生第331号)
- ・ 不登校児童生徒への支援の在り方について (平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)
- ・ 不登校支援のしるべ (平成24年3月 奈良県教育委員会)
- ・ 不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (平成28年3月24日付け教生第257号)
- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (平成28年7月6日付け教生第99号)
- ・ 児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について (平成24年4月20日付け教学第18号)
- ・ 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全確保に向けた取組について (平成27年4月7日付け教生第5号)
- ・ 薬物乱用防止教育の推進について (平成28年2月17日付け教体第489号)
- ・ 学校(園)における安全管理の徹底等について (平成28年7月29日付け教体第207号)
- ・ 部活動における休養日の徹底について (平成28年12月21日付け教体第388号、教学第1132号、教職第522号)
- ・ 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について (平成29年1月12日付け教体第407号)
- ・ 児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について (平成25年12月19日付け教体第383号、教生第221号の2)